

期中の評価個表

| | | | |
|---------|-------------------------------------|--------|-----------------------|
| 事業名 | 水源林造成事業 | 事業計画期間 | H2年度～R127年度（最長150年間） |
| 事業実施地区名 | とがちくしろがわ 十勝・釧路川広域流域 10～29年経過分 | 事業実施主体 | 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 |

| 事業の概要・目的 | <p>① 位置等 本対象区域が存在する十勝・釧路川広域流域は、北海道東部の太平洋側に位置し、釧路市や根室市、帯広市等を包括している。年平均気温は約6℃、年間降水量は約1,100mmとなっている。</p> <p>② 目的 本事業は、森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、水源涵養機能等を高度に発揮させるため、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者が分収造林契約の当事者となって森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>特に本流域については、全道一の規模を誇る大規模農業や加工業が主要な産業となっており、森林には林産物の生産の他、水の安定供給や水質保全などの公益的機能の発揮が求められていることを踏まえ、北海道の森林・林業施策と整合を図りつつ、多様な森林整備を計画的に行い、流域内のダム、簡易水道等の水源地として、水源涵養や土砂流出防備等の機能の高度発揮、地域での雇用や間伐材生産等を通じた地域振興への貢献に一定の役割を果たしていく必要がある。</p> <p>③ 事業の概要等 水源かん養保安林等及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が、森林所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、新植・下刈・除伐・間伐等森林整備のための費用負担及び、造林者への健全な森林の育成に向けた事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。 ・主な事業内容：新植・下刈・除伐・間伐等 契約件数 44件、事業対象区域面積 2,467ha (カラマツ1,115ha、トマツ・アカゾマツ1,044ha、その他308ha) ・総事業費：10,102,329千円（税抜き 9,434,892千円）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------------------|----------------------|-----------|-----|----------------|--------|--------|--------|--------|----------------------|----------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|-----------------------|---|--------------|--------|--------|--------|-------|-------|---------------------|----------------|-----------------------|---------|---------|--------|--------|----------------------|
| ① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化等 | <p>本事業の費用便益分析における主な効果は、水源涵養便益であり、これは植栽や保育により森林を造成し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する効果である。また、山地保全便益については、森林を造成し土砂流出や山腹崩壊等の防止に寄与する効果である。</p> <p>現時点における10年経過分の対象区域の費用便益分析の結果は以下のとおりである。</p> <p>なお、前回評価時の費用便益分析結果との差については、標準賃金の上昇や土砂流出防止便益、水質浄化便益等の算定因子の変更によるものである。</p> <p>総便益 (B) 178,647千円 総費用 (C) 93,502千円 分析結果 (B/C) 1.91 (平成26年度の評価時点：2.15)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 | <p>本流域が属する北海道における民有林の森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化は以下のとおりとなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>S45(1970)</th> <th>S55(1980)</th> <th>H2(1990)</th> <th>H12(2000)</th> <th>H22(2010)</th> <th>最新値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 未立木地面積 (ha)</td> <td>89,721</td> <td>81,172</td> <td>38,320</td> <td>58,702</td> <td>※H24(2012) 66,920</td> <td>※H29(2017) 51,381</td> </tr> <tr> <td>2) 不在村者所有森林面積 (ha)</td> <td>529,591</td> <td>671,542</td> <td>662,203</td> <td>753,787</td> <td>※H17(2005) 756,890</td> <td>▲</td> </tr> <tr> <td>3) 林業就業者 (人)</td> <td>39,921</td> <td>27,939</td> <td>17,514</td> <td>9,067</td> <td>7,144</td> <td>※H27(2015) 6,725</td> </tr> <tr> <td>4) 木材生産額 (百万円)</td> <td>※S46(1971) 139,854</td> <td>170,692</td> <td>134,088</td> <td>51,670</td> <td>31,520</td> <td>※H29(2017) 35,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：総務省「国勢調査」、農林水産省「世界農林業センサス」「生産林業所得統計報告書」、林野庁「森林資源の現況」</p> <p>民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成2年にかけて減少したものの、以降は増加に転じ、平成29年には51,381haとなっており、引き続き森林造成が必要である。</p> <p>また、北海道における私有林の不在村者所有森林面積は、昭和45年から平成17年にかけて増加傾向にあり、林業就業者は、昭和45年から平成27年にかけて減少し、平成27年の65歳以上の割合は21%と5年前の平成22年に比べて増加している。さらに、木材生産額は、近年はやや増加しているものの、昭</p> | | S45(1970) | S55(1980) | H2(1990) | H12(2000) | H22(2010) | 最新値 | 1) 未立木地面積 (ha) | 89,721 | 81,172 | 38,320 | 58,702 | ※H24(2012) 66,920 | ※H29(2017) 51,381 | 2) 不在村者所有森林面積 (ha) | 529,591 | 671,542 | 662,203 | 753,787 | ※H17(2005) 756,890 | ▲ | 3) 林業就業者 (人) | 39,921 | 27,939 | 17,514 | 9,067 | 7,144 | ※H27(2015) 6,725 | 4) 木材生産額 (百万円) | ※S46(1971) 139,854 | 170,692 | 134,088 | 51,670 | 31,520 | ※H29(2017) 35,400 |
| | S45(1970) | S55(1980) | H2(1990) | H12(2000) | H22(2010) | 最新値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 未立木地面積 (ha) | 89,721 | 81,172 | 38,320 | 58,702 | ※H24(2012) 66,920 | ※H29(2017) 51,381 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) 不在村者所有森林面積 (ha) | 529,591 | 671,542 | 662,203 | 753,787 | ※H17(2005) 756,890 | ▲ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3) 林業就業者 (人) | 39,921 | 27,939 | 17,514 | 9,067 | 7,144 | ※H27(2015) 6,725 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4) 木材生産額 (百万円) | ※S46(1971) 139,854 | 170,692 | 134,088 | 51,670 | 31,520 | ※H29(2017) 35,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>和55年の2割程度となっている。これらのことから、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。</p> <p>こうした中、本事業については、水源涵養機能等の向上を図りながら、その実施を通じ、地域の雇用にも貢献してきたところであり、今後は長伐期化や後生の広葉樹の活用による、多様な森林整備に一層取り組むこととしている。</p> |
| ③ 事業の進捗状況 | <p>10年経過分の造林地の樹種の面積割合は、アカエゾマツが約78%、広葉樹等区域が約22%となっている。植栽木の成長は、概ね順調である。</p> <p>また、植栽時に前生の広葉樹があった区域を残置したことから、針広混交林の景観が形成されつつある。</p> |
| ④ 関連事業の整備状況 | <p>本流域が属する北海道では、以下のとおり森林整備を進めることとしている。</p> <p>【北海道森林づくり基本計画（平成29年3月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林資源の循環利用の推進（川上から川下に至る一体的な取組の推進） ○森林の整備の推進及び保全の確保（適切な森林管理体制の構築、資源の充実に向けた計画的な森林の整備、多様で健全な森林の育成・保全、事前防災・減災に向けた治山対策の推進） ○林業の健全な発展（森林施業の低コスト化及び生産性の向上、林業事業体の育成、人材の育成・確保） ○木材産業等の健全な発展（地域材の利用の促進、木材産業の競争力の強化、特用林産物の生産の振興） <p>こうした中で本事業では、北海道の森林・林業施策との整合を図りつつ、多面的機能の持続的な発揮に向けた多様な森林整備、路網整備や間伐を通じ、流域内のダム、簡易水道等の水源地として、水源涵養機能等の公益的機能の高度発揮に一定の役割を果たしている。</p> |
| ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向 | <p>本対象区域では順調に成林しており、所在市町村及び契約相手方（造林地所有者、造林者）は水源涵養機能等の高度発揮への期待が大きく、雑かん木や造林木の形質不良木等の除伐等、引き続き適期での保育作業等の実施を要望している。</p> |
| ⑥ 事業コスト縮減等の可能性 | <p>費用便益分析の結果から効率性は確保されているが、さらに、今後の除伐等の実施に当たっては、引き続き適期に実施することや植栽木の成長に支障のない後生の広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減に努めることとしている。</p> |
| ⑦ 代替案の実現可能性 | <p>森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、公益的機能を高度に発揮させるためには、分収造林契約により森林整備を行う本事業の実施が必要であり、代替案はない。</p> |
| 水源林造成事業等評価技術検討会の意見 | <p>費用便益分析、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、事業コスト縮減の取組等を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮しているなど事業実施の効果等が認められることから、事業を継続することが適切と考える。</p> |
| 評価結果及び事業の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 本事業は、奥地水源地域において、水源涵養機能等の高度発揮の観点から、森林所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等で実施するものである。 本対象区域では、奥地条件不利地域等において、健全な森林の育成に向けた取組が計画的に行われ植栽木は概ね順調に生育しており、今後も除伐等の保育作業を適期に実施する必要があることから、引き続き本事業を実施する必要性が認められる。 ・効率性： 費用便益分析結果については1を上回り効率性が確保されているほか、今後の除伐等の実施に当たっては、引き続き適期に実施することや植栽木の成長に支障のない後生の広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。 ・有効性： 針広混交林化等必要な取組を行いつつ、植栽木は順調な生育を示しており、水源涵養機能等を着実に発揮している上、地域雇用への貢献といった効果もあり、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針： 継続が妥当。</p> |

※総事業費のうち、令和元年度以降の事業費については、消費税10%で計上。

様式1

便 益 集 計 表
(森林整備事業)

事業名：水源林造成事業

施行箇所：十勝・釧路川広域流域 10年経過契約地

(単位:千円)

| 大 区 分 | 中 区 分 | 評価額 | 備 考 |
|-----------------------|--|---------|-----|
| 水源涵養 ^{かん} 便益 | 洪水防止便益 | 50,011 | |
| | 流域貯水便益 | 12,621 | |
| | 水質浄化便益 | 44,624 | |
| 山地保全便益 | 土砂流出防止便益 | 53,215 | |
| | 土砂崩壊防止便益 | 267 | |
| 環境保全便益 | 炭素固定便益 | 15,952 | |
| 木材生産等便益 | 木材生産確保・増進便益 | 1,957 | |
| 総 便 益 (B) | | 178,647 | |
| 総 費 用 (C) | | 93,502 | |
| 費用便益比 | $B \div C = \frac{178,647}{93,502} = 1.91$ | | |

令和元年度水源林造成事業評価(期中の評価)対象広域流域

とちち・くしろがわ
十勝・釧路川広域流域

1:5,000,000

